

条 例 見 直 し 調 書

| | | 作成年度 | 令和6年度 | 次回見直し予定 | 令和11年度 |
|---|--|---|-------|-----------|---|
| 条 例 名 | | 自然環境保全条例 | | | |
| 条 例 番 号 | | 昭和47年神奈川県条例第52号 | 法規集 | 第5編第2章第1節 | |
| 所 管 室 課 | | 環境農政局緑政部自然環境保全課 | | | |
| 条 例 の 概 要 | | 自然環境保全法及び神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における規制、その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めている。 | | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | | | 備 考 |
| | 必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ） | <p>自然環境を保全することが必要な地域については、自然環境保全地域に指定して、一定の行為を規制するものである。</p> <p>自然環境保全法では、県が自然環境保全地域の指定等をするにあたって条例で定めることとされており、本条例に基づき指定した自然環境保全地域は、引き続き保全していく必要があることから、現在でも必要な条例である。</p> | | | <p>自然環境保全地域の指定状況（令和6年4月1日現在）</p> <p>70地域 11,236.4ha （うち特別地区は石砂山自然環境保全地域内 33.47ha）</p> |
| | 有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ） | <p>本条例により指定された自然環境保全地域は、現在においても良好な自然環境を有しており、県民の健康で快適な生活の確保に寄与している。</p> <p>また、本条例第22条の趣旨に基づき、県と開発行為者が締結する「みどりの協定」制度は、開発区域内の自然環境を維持保全するため有効に機能している。</p> | | | |
| | 効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ） | <p>自然環境保全法の規定に基づき、自然環境保全地域（普通地区、特別地区）の指定や区域内における行為の規制等を定めたものであり、普通地区は届出制、特別地区は許可制とし、地区ごとに必要最小限の規制を定めた効率的な内容となっている。</p> | | | |
| 基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ） | <p>県政運営の総合的・基本的指針を示す「新かながわグランドデザイン 基本構想」の政策分野「環境・エネルギー」の「自然環境の保全・再生と活用」を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。</p> <p>また、県自然環境保全地域は「かながわ生物多様性計画」の「目標の実現に向けた取組」である「広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全」の中にも位置付けられている。</p> | | | | |

| | | | |
|-------|---|--|--|
| | 適法性 憲法、法令に抵触しないか。 | 自然環境保全地域内の一定の行為を制限する規定や罰則規定については、自然環境保全法の規制の範囲内において規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。 | |
| | その他 | | |
| 見直し結果 | ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。 | 理 由 等 | |
| | | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。 | |